

## 甘木漁業協同組合内共第2号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は甘木漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場の区域のうち第2条に規定する区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、おいかわ（はや）、うなぎ、もくずがに、わかさぎ、やまめ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則の適用範囲は次のとおりとする。

朝倉市と三井郡境から上流の小石原川、佐田川の区域（ダムを含む。）。

(遊漁料の納付義務等)

第3条 第2条に規定する漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には、様式（1）による遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者を言う。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限又は禁止)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具、漁法     | 規模      |
|-----------|---------|
| 手釣、竿釣     | 1人3本以内  |
| かにうけ      | 1人5個以内  |
| うけ        | 1人5個以内  |
| うなぎかご（うけ） | 1人15個以内 |

|        |      |
|--------|------|
| にごりすくい | 1人1統 |
| 投網     | 1人1統 |

2 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁してはならない。

| ア 水産動物                           | イ 漁具、漁法         |
|----------------------------------|-----------------|
| あゆ、こい、ふな、おいかわ、うなぎ、やまめ、もくずがに、わかさぎ | 船（ゴムボートを含む）使用   |
|                                  | 江川ダム、寺内ダム内での網漁具 |
| こい、ふな、おいかわ、うなぎ、やまめ、もくずがに         | 空針釣（ひっかけ釣）      |
| あゆ、こい、ふな、おいかわ、うなぎ、やまめ、もくずがに、わかさぎ | びん漬け（類似のものを含む）  |

（禁止期間）

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間遊漁してはならない。

| ア 魚種     | イ 期間                            | 備考              |
|----------|---------------------------------|-----------------|
| もくずがに    | 12月1日から翌年8月31日まで                |                 |
| あゆ       | 1月1日から5月19日まで                   | 福岡県漁業調整規則       |
| こい、ふな    | 6月1日から6月30日まで                   |                 |
| おいかわ（はや） | 2月1日から2月末日まで<br>（但し、竿釣による場合を除く） |                 |
| やまめ（えのは） | 10月1日から12月31日まで                 |                 |
|          | 1月1日から2月末日まで                    | 福岡県内水面漁場管理委員会指示 |

（全長等の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

| 魚種    | 全長等     | 備考 |
|-------|---------|----|
| わかさぎ  | 全長3cm以下 |    |
| もくずがに | 甲長4cm以下 |    |

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| やまめ (えのは) | 全長 10 cm以下 | 福岡県漁業調整規則 |
| こい        | 全長 16 cm以下 |           |
| ふな        | 全長 3 cm以下  |           |
| うなぎ       | 全長 21 cm以下 |           |
| おいかわ      | 全長 3 cm以下  |           |

(禁止区域)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域においてウ欄の期間中遊漁してはならない。

| ア 魚種                             | イ 区域  | ウ 期間           |
|----------------------------------|---|----------------|
| あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ(はや)、わかさぎ、もくずがに | 小石原川<br>・朝倉市江川ダム上流端(小石原川ダム下流管理橋から190m下流)から小石原川ダムサイト網場まで<br>・朝倉市江川ダム下流管理橋から江川ダムサイト網場まで<br>・朝倉市女男石頭首工の上流100mから下流100mまで<br>・朝倉市甘木橋頭首工の上流100mから下流100mまで | 1月1日から12月31日まで |
|                                  | 佐田川<br>・朝倉市寺内橋から寺内ダムサイト網場まで<br>・朝倉市口の原井堰から下流360mまで  |                |

(遊漁料の額および納付の方法)

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合には無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

| 水産動物名                            | 漁具、漁法     | 期間 | 遊漁料     |
|----------------------------------|-----------|----|---------|
| あゆ、やまめ                           | 釣、徒手      | 1日 | 500円    |
| こい、ふな、もくずがに、おいかわ（はや）、うなぎ、わかさぎ    | 釣、徒手      | 1日 | 500円    |
|                                  | にごりすくい、徒手 | 1年 | 3,000円  |
|                                  | うけ類、徒手    | 1年 | 3,000円  |
| あゆ、こい、ふな、もくずがに、おいかわ（はや）、うなぎ、わかさぎ | 投網、徒手     | 1年 | 10,000円 |

2 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

組合事務所（福岡県朝倉市上秋月2754）及び漁協が指定する釣具店等。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第9条 次のア表に掲げる第五種共同漁業権漁場にかかるすべての漁場区域において、イ表ア欄の水産動物を同表イ欄の漁具、漁法により同表ウ欄の規模で遊漁しようとする者は、あらかじめ同表エ欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について、福岡県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水面漁連」という。）の承認を受けなければならない。ただし、遊漁者が小学生以下の場合には無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、イ表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

ア表

| 漁場区域    | 漁業権番号 |
|---------|-------|
| 矢部川     | 内共第1号 |
| 筑後川（上流） | 内共第2号 |
| 筑後川（下流） | 内共第3号 |
| 八木山川    | 内共第5号 |
| 今川      | 内共第6号 |
| 祓川      | 内共第7号 |
| 岩岳川     | 内共第8号 |
| 花宗池     | 内共第9号 |

イ表

| ア 水産動物 | イ 漁具、漁法 | ウ 規模 | エ 年遊漁料 |
|--------|---------|------|--------|
|--------|---------|------|--------|

|  |       |      |         |
|--|-------|------|---------|
| あゆ、こい、ふな、うなぎ、<br>おいかわ、もくずがに、て<br>ながえび、うぐい、すっぽ<br>ん | 手釣、竿釣 | 3本以内 | 10,000円 |
| こい、ふな、うなぎ、おい<br>かわ、もくずがに、てなが<br>えび、うぐい、すっぽん        | 手釣、竿釣 | 3本以内 | 4,000円  |
| あゆ   | 手釣、竿釣 | 1本   | 8,000円  |
| やまめ（えのは）   | 手釣、竿釣 | 3本以内 | 3,000円  |
| わかさぎ   | 手釣、竿釣 | 3本以内 | 2,000円  |

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

内水面漁連（福岡市博多区東公園7番7号）及び福岡県の内水面関係組合が指定した釣具店等。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は第3条第4項の遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第2項の承認を行ったときは様式（2）、（3）の遊漁承認証を交付するものとする。

内水面漁連は第9条第1項の遊漁料の納付を受けたときは様式（4）の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁するとき遊漁承認証を携帯しなければならない。

2 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が指定した産卵場の川底をかくはんしてはならない。

5 釣りによる遊漁は、日没から日の出までの間は禁止する。

6 この漁場区域に架設された橋梁上からの遊漁を禁止する。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、この規則励行に関し、必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式（5）の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第13条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は認可の日から施行する。

様式（1）

## 遊 漁 承 認 申 請 書

甘木漁業協同組合長 殿

住所  
氏名

甘木漁業協同組合遊漁規則第3条の規定により遊漁の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

1 期 間                      年    月    日から    年    月    日

2 魚 種

3 漁具、漁法

4 区域

朝倉市と三井郡境から上流の小石原川、佐田川の区域（ダムを含む。）。

様式（２） 遊 漁 承 認 証（日釣り券）

表

|   |                    |
|---|--------------------|
| No. _____<br>遊 漁 承 認 証<br>下記のとおり遊漁を承認します。 |                    |
| 遊<br>漁<br>者                               | 住所<br><hr/> 氏名 (才) |
| 承認期間                                      | 年 月 日              |
| 魚 種                                       |                    |
| 漁具漁法                                      | 釣り（３本以内）           |
| 遊漁区域                                      |                    |
| 遊漁料                                       |                    |
| 発行者                                       | 甘木漁業協同組合           |

裏

|  |
|--|
| 注 意 事 項  |
| 1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。<br>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。<br>3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。<br>4 |

様式（３） 遊 漁 承 認 証（年券）

表

|   |                    |
|---|--------------------|
| No. _____<br>遊 漁 承 認 証<br>下記のとおり遊漁を承認します。 |                    |
| 遊<br>漁<br>者                               | 住所<br><hr/> 氏名 (才) |
| 承認期間                                      |                    |
| 魚 種                                       |                    |
| 漁具漁法                                      |                    |
| 遊漁区域                                      |                    |
| 遊漁料                                       |                    |
| 発行者                                       | 甘木漁業協同組合           |

裏

|  |
|--|
| 注 意 事 項  |
| 1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。<br>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。<br>3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。<br>4 |



## 様式（４） 県内共通遊漁承認証

表

|   |              |
|---|--------------|
| No. _____<br>遊漁承認証<br>下記のとおり遊漁を承認します。                                 |              |
| 遊漁者   | 住所<br>氏名 (才) |
| 承認期間<br>魚種<br>漁具漁法 釣り (3本以内)<br>遊漁区域<br>遊漁料<br>発行者<br>福岡県内水面漁業協同組合連合会 |              |

裏

|  |
|--|
| 注 意 事 項<br><br>1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。<br><br>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。<br><br>3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。 |
|--|

## 様式（５） 漁場監視員証

表

|  |  |
|--|--|
| No. _____<br>漁場監視員証<br>下記の者は当組合の監視員であることを証明する。 |  |
| 住所<br><br>氏名                                   |  |
| 有効期間<br><br><br>発行者<br>甘木漁業協同組合                |  |

裏

|         |
|---------|
| 注 意 事 項 |
|---------|